

確定申告書の作成はご自身の手で

申告書の提出はお早めに



私たちの生活は、国や県、市町村の公共サービスと深く結びついています。そしていろいろな公共サービスを受けながら毎日を暮らしています。これらの公共サービスを行うための大切な財源は、みなさんの納めた税金で賄われています。

今年も確定申告・住民税申告の時期を迎え、申告にあたっての手続き等についてお知らせします。

所得税・町県民税申告の提出は

2月16日から3月15日までです

今年も申告の時期が近づいてきましたが、決算はお済みですか。

今年の申告提出期間は、2月16日から3月15日までです。

この申告は、平成12年中の所得を申告するものです。

これにより、平成12年分の所得税、平成13年度分の町県民税、国民健康保険税（介護分含む）の課税基礎になるとともに、各種証明の発行や国民健康保険税（介護分含む）の軽減、老齢福祉年金、老人医療、児童福祉手当などの給付にも必要な資料となります。収入の有無にかかわらず、必ず申告してください。

申告相談日のお知らせ

町では2月16日から3月15日まで次のとおり申告相談及び申告書作成のお手伝いを行います。今年も自書申告を主にお手伝いいたします。

日時・会場

2月16日(金)～3月15日(木)

役場第1・2会議室

いずれも午前9時から午後4時(土・日曜日は除く)

2月は

地区別相談

また、2月については地区を指定させていただき、重点的に行います。なお、指定日に都合がつかない方については、他の日でも順次相談を行います。

地区	相談日
日吉地区	16日、22日
南条地区	19日、23日
東陽地区	20日、26日
白浜地区	21日、27日

3月になりますと相談会場が大変混雑しますので、お早めにご来場くださいますようお願いいたします。

持参するもの

- 事業所得(営業・農業等)の方は、収入金額や必要経費のわかる伝票、帳簿類、通帳などと償却資産関係のわかるもの
- 給与所得のある方や年金を受給されている方は、源泉徴収票
- 借地などのある方は、その領収書
- 社会保険料・生命保険料・損害保険料の各支払金額のわかるもの(証明書など)
- 配偶者や扶養親族に所得がある場合、その所得金額がわかるもの(源泉徴収票など)
- 前年の確定申告書控え
- 青色決算書・収支内訳書の控え
- 筆記用具
- 電卓
- 印かん
- その他申告に必要なもの

記載に当たってのお願い

確定申告書は、記載された内容を機械で読み取るOCR方式になっておりますので、次の点